

中小企業

金融のしおり

令和7年度版

お問い合わせ先

松本市 産業振興部 商工課

〒390-8620

松本市丸の内3番7号
本庁舎5階

電話（直通） 34-3110

Fax 34-3008

松本商工会議所

電話 32-5355

西支所 電話 94-2354

松本市波田商工会

電話 92-2246

松本市・長野県 中小企業融資制度

◆制度のあらまし

この制度は、中小企業の皆様が事業資金を円滑に調達できるよう、市と県が長野県信用保証協会と金融機関の協力を得て、希望する金融機関から低利な融資を斡旋するものです。

◆中小企業者の範囲

業 種	資 本 金	従業員数	業 種	資 本 金	従業員数
小 売 業	5千万円以下	50人以下	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下	旅 館 業	5千万円以下	200人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下	そ の 他 産 業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下			

- (注) 1 資本金または従業員数のいずれかが該当すれば中小企業者となります。
2 中小企業者のうち、次に該当する場合は「小規模事業者」となります。
常用従業員数が20人（商業またはサービス業にあっては5人）以下の法人または個人
ただし、サービス業のうち宿泊業・娯楽業については、常用従業員数が20人以下の法人または個人

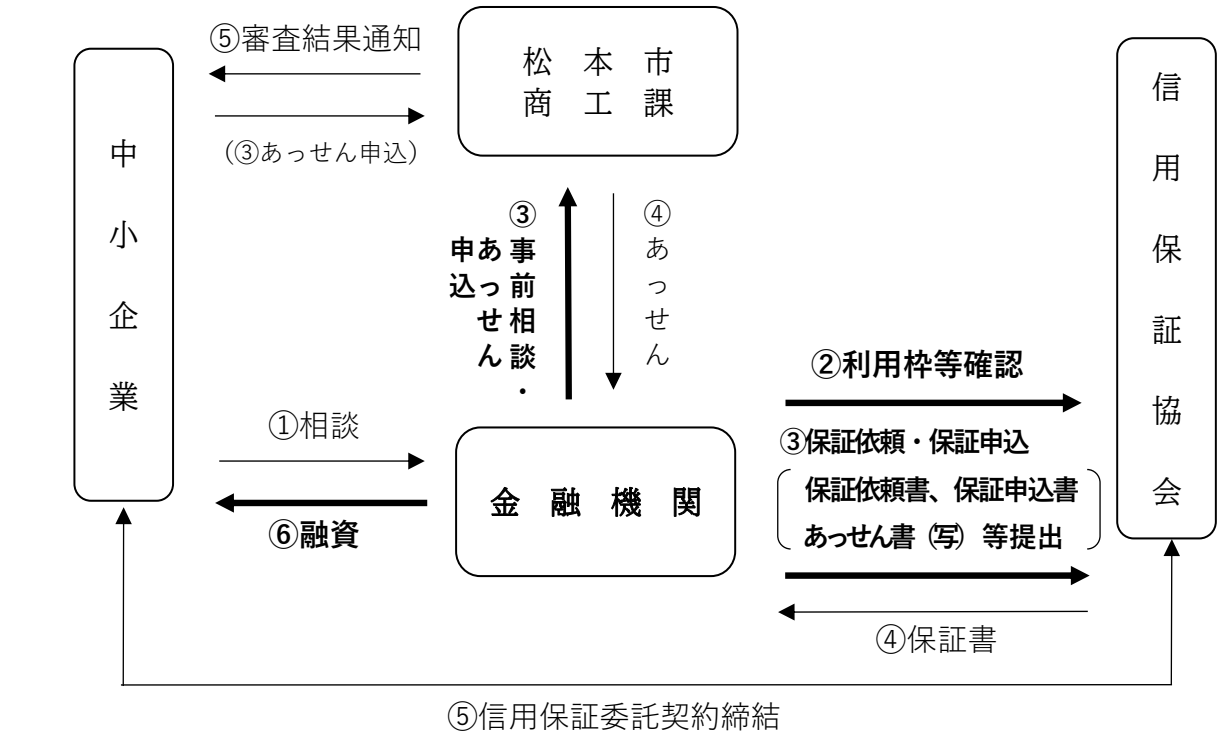
◆ご利用いただける方

- 1 原則として、6カ月以上(県は1年以上)市内で継続して同一事業を営んでいる方(新規開業予定者を除く)
なお、市制度資金について、法人の場合は原則として市内に本社登記されていることが要件となります。
2 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種を営む方
ただし、農業、林業、金融保険業、医業、歯科医業等対象とならない業種もありますので、詳細についてはお問合せください。

- (注) 1 次の方は融資のご利用ができません。
(1) 税を滞納している方、及び未申告の方
(2) 金融機関から取引停止の処分を受けている方
(3) 信用保証協会で行った代位弁済に対する債務の履行が終わらない方
(4) 許可等を必要とする業種で、これらを受けないで営業している方
(5) 営業に関し公序良俗に反する行為、または違法な行為を行っている方
(6) 制度融資を不正に使用したことのある方
(7) 経営継続や返済の見込みのない方
(8) 営業と家計が分離していない方

- 2 次の場合は設備資金の対象となりません。
(1) 設置場所又は投下先が松本市以外のもの
(2) 貸借対照表の固定資産に計上されないもの
(3) 不動産のうち、先行投資的なものまたは過剰投資的なもの
(4) 設備設置日等から相当な期間代金未払いが続いたもの

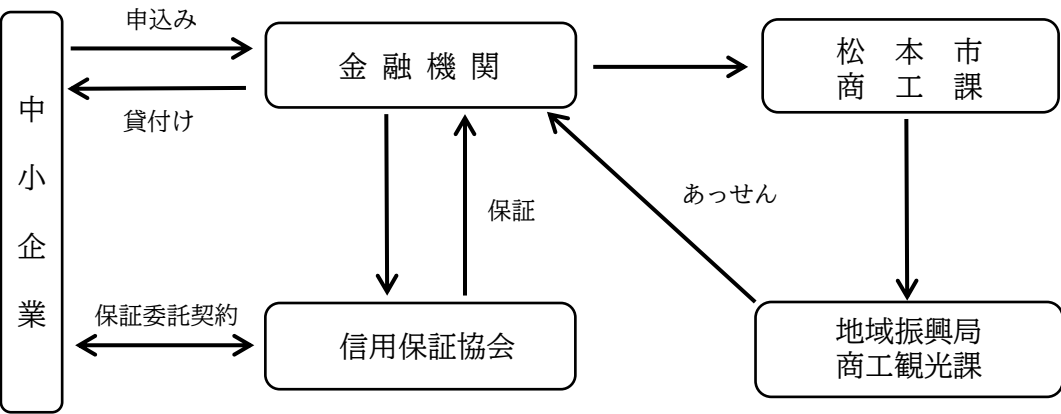
◆松本市制度資金の手順



(設備資金の場合)

- ⑦設備完了の確認 — 設備設置完了後、速やかに商工課あてに設備完了届と添付書類（※支払を証する書類・写真等）を提出してください。
設備完了届提出後、市担当者による現地確認を行う場合があります。
- ⑧資金の返済 — 借入金は、取扱い金融機関へ返済していただきます。

◆長野県制度資金の手順



※ 申込みについては、必ず事前に金融機関へご相談ください。金融機関より事業所所在地（設備資金の場合は設置場所）の市町村商工担当課へあっせんの申込みをしていただきます。
※ ご融資の実行には、あっせん決定とは別に信用保証協会の保証決定が必要となります。

松本市中小企業融資制度

資金名		融資対象者	貸付限度額	貸付利率 【うち市利子補給利率】	貸付期間	うち据置期間	返済方法	保証人	担保	保証料	取扱金融機関
小規模企業支援資金		市内に居住し、かつ市内に工場または店舗を有する方で、6カ月以上の操業実績があり、小口零細企業保証を利用する市税完納の方 （保証協会の保証残高の総額が2,000万円以下であること）	運転・設備 2,000万円	年利1.5% 【うち0.8%】 …※1・※3	10年以内	1年以内	元金均等 月賦償還	原則として 無保証人 （法人の場合は原則として代表者1名） （保証協会が経営者保証ガイドラインに則った対応等を実施する場合、法人代表者の保証は不要）	必要に応じて徴する	年率0.45% ～2.65% * （市が保証料の5分の4を補給）	松本信用金庫
景気変動対策資金	（特別）	市内に居住し、かつ市内に工場または店舗を有する方で、経済不況により事業経営に著しい影響を受けている市税完納の方 ※下表の融資条件参照※	運転 3,000万円	年利1.6% 【うち0.8%】 借換1.6% 【利子補給なし】	10年以内						㈱八十二銀行
	（一般）		運転 3,000万円	年利1.6% 【うち0.6%】							
経営安定資金		市内に居住し、かつ市内に工場もしくは店舗を有する方で、6カ月以上の操業実績のある市税完納の方	運転・設備 3,000万円	年利1.6% 【うち0.8%】…※1 借換1.8% 【利子補給なし】	運転7年以内 設備10年以内 借換10年以内						㈱長野銀行
創業支援資金		適切な事業計画により市内での新規開業予定者又は新規開業者（開業5年未満）で、市税完納の方	運転・設備 3,500万円 （新規開業予定者の個人にあっては、2,000万円に自己資金の額を加算した金額を上限として3,500万円以内）	年利1.6%	運転7年以内 設備10年以内						
事業拡大資金		市内に居住し、かつ市内に店舗もしくは工場を有する6カ月以上の操業実績のある方で、事業の拡張を目的として、新製品の開発、新分野への進出、新規取引先の開拓、ISOの取得等、新たな取組を実施しようとする市税完納の方	運転・設備 2,000万円	年利1.8% 【うち0.8%】…※2	運転7年以内 設備10年以内	2年以内					長野県信用組合
工場立地促進資金		事業拡張等を目的とし、特定地域等への工場等の新設・増設・移設を実施しようとする市税完納の方 （指定地域内においてのみ土地購入費も対象となります）	設備 1億5,000万円	年利1.8% 【うち0.2%】	15年以内						
事業承継資金		既存事業を譲り受け、事業継承する方で、市税完納の方	運転 3,000万円	年利1.6% 【うち0.8%】	運転7年以内	1年以内					㈱商工組合中央金庫
			設備 5,000万円		設備10年以内						

◆事業承継資金は運転資金・設備資金の一括申込みは不可

- ※景気変動対策資金：セーフティネット保証、危機関連保証を利用できる場合は市が保証料を全額負担
- ※創業支援資金：創業関連保証を利用できる場合は市が保証料を全額負担
- ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合：上乗せ割合ごとに補助率が異なります。詳細は商工課までお問合せください。

借換条件【景変（特別）・経営安定資金 共通】

- 次のすべてに該当すること
- 1 既借入資金（新型コロナウイルス対策特別資金を除く松本市制度資金）の元金返済が1年以上経過しており延滞がないこと
- 2 同一金融機関での借換であること
- 3 借換により従前の借入金を一括返済すること
- 4 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること
- 5 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと
- 6 一件の借入に対して借換は1回のみとする

利子補給を受けるために、下記手続きを市が指定する日までに行う必要があります。

- （1）2～3月に商工課から郵送される申請書、請求書を確認し、必要事項を記入
- （2）市税に滞納がない証明書を取得
- （3）申請書、請求書、滞納がない証明書等を商工課に提出

景気変動対策資金の融資条件

（特別）	1 経済不況により事業経営に著しい影響を受けており、次のいずれかに該当する方 （1）最近3か月の売上高又は収益性が前3か年のいずれか同期に比べ、 <u>10%</u> 以上減少している （2）最近6か月の売上高又は収益性が前3か年のいずれか同期に比べ、 <u>10%</u> 以上減少している 2 セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方（借換の場合は各号） 3 危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する方
（一般）	1 経済不況により事業経営に著しい影響を受けており、次のいずれかに該当する方 （1）最近3か月の売上高又は収益性が前3か年のいずれか同期に比べ、 <u>5%</u> 以上減少している （2）最近6か月の売上高又は収益性が前3か年のいずれか同期に比べ、 <u>5%</u> 以上減少している 2 セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方

【市利子補給について】

市の利子補給期間は、原則として融資実行の日から3年間となります。

なお、利子補給対象期間中、事業所の市外移転・廃業、資金の借換え、資金完済や市税の滞納、代位弁済等を行った場合は利子補給を受けられなくなりますのでご留意下さい。また、条件変更時の利子増額分は補給対象外となります。

- ※1 自然エネルギー利用または省エネ対策に係る設備投資のみ利子補給対象
- ※2 健康産業分野への進出または新製品の開発への資金のみ利子補給対象
- ※3 エコオフィスまつもとに認定された場合のみ利子補給対象

長野県中小企業融資制度

※事業者選択型制度とは…「事業者選択型経営者保証非提供制度」と「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の総称であり、一定の要件を満たす法人が保証料を上乗せすることで経営者保証を外すことが出来る制度。下表の「事業者選択型制度」は前者の制度を指します。

(以下の資金は、県制度のうち市の窓口でお申込みを受付する資金のみを抜粋したものです。)											
資金名 (大区分)	資金名(小区分)	貸付対象者	貸 付 条 件								
			貸付限度額	貸付利率	貸付期間	うち据置期間	信用保証料率 (自己負担分)	保証人	担保		
小規模企業発展資金		成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者の方で、小口零細企業保証を利用する方	運転・設備合計 2, 0 0 0万円	年2. 0 %	設備1 0年以内 運転7年以内 借換7年以内	設備1年 運転6カ月 借換1年	0. 4 4 %以内 ※事業者選択型 制度利用時 1. 3 2 5 %以内				
経営健全化支援資金	経営安定対策	①セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方 ②経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で次のいずれかに該当 (ア)最近3カ月間の売上高又は売上高経常利益率(※収益性)が前年同期に比べ5 %以上減少 (イ)直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少 ※収益性＝売上高営業利益率(営業利益÷売上高)	設備 6, 0 0 0万円	年2. 0 %	設備 1 0年以内	設備1年以内	0. 4 4 %以内 ※事業者選択型 制度利用時 1. 3 2 5 %以内 セーフティネット 保証等利用の場合 自己負担なし ※事業者選択型 制度利用時 0. 4 2 %以内				
	特別経営安定対策	①セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方 ②取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して5 0万円以上の回収困難な 売掛金債権等を有する方 ③危機関連保証を利用する方 ④経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている方で次のいずれかに該当 (ア)急激な為替相場の変動の影響による経営環境の悪化により、最近3カ月のうちいずれか 1カ月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5 %以上減少 (イ)災害の影響を受け、災害発生後2カ月のうち1カ月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ 5 %以上減少 (ウ)最近3カ月のうちいずれか1カ月の売上高又は収益性が、前年同月に比べ1 5 %以上減少	運転 8, 0 0 0万円	年1. 7 % 貸付対象者③は 年1. 4 %	運転 7年以内 借換 1 0年以内	運転1年以内 借換2年以内					
	防災・災害対策	①事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 ②旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 ③石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 ④事業継続計画(B C P)の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	設備 1 億5, 0 0 0万円 運転 3, 0 0 0万円		年2. 0 %	1 0年以内(建物等1 5年以内) 7年以内		2年以内 1年以内			
			設備 6, 0 0 0万円 運転 8, 0 0 0万円	年1. 1 %	1 0年以内(建物等1 5年以内) 7年以内	2年以内					
		物価高対策	①事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 ②旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 ③石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 ④事業継続計画(B C P)の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方 ⑤暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等を受けた方	設備 6, 0 0 0万円	年1. 2 %	1 0年以内		2年以内			
	運転 8, 0 0 0万円	7年以内									
	信州創生推進資金	創業支援向け	①現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 ②創業した日から5年未満である方 ③分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 ④SSS保証を利用する方 ⑤上記①～④のいずれかに該当し、かつ、日本標準産業分類に掲げる「大分類G－情報通信業」のうち、 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット不随サービス業を主業として事業を営む方 もしくは営もうとする方 ※上記①～⑤のうち、イノバティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける方	設備 3, 5 0 0万円	年1. 1 %	1 0年以内		1年以内	0. 4 4 %以内 ※事業者選択型 制度利用時 創業関連保証、 SSS保証、先端設 備等導入関連保 証、経営革新関連 保証、経営力向上 関連保証等の利用 の場合及びゼロ カーボン向けの一 部対象者は自己負 担なし ※事業者選択型 制度利用時 0. 4 2 %以内	必要に応じて 要する (法人の場合 は原則代表者 1名、スター トアップ創出 促進保証利用 時及び事業者 選択型制度利 用時は代表者 保証不要)	必要に応じて 徴する
		事業承継向け		運転 2, 0 0 0万円	※に該当する方 年1. 0 %	7年以内		SSS保証利用時 3年の場合有			
		省力化投資向け	①他者が営む既存事業の一部を譲り受け、事業継続しようとする方 ②事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 ③経営承継円滑化法第12条第1項に規定する認定を受けた方 ④事業承継を行おうとする方又は事業承継を行ってから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方 ⑤事業承継特別保証を利用する方	設備 1 億5, 0 0 0万円	年1. 1 %	1 0年以内 (建物等15年以内 ※⑤は10年)		1年以内			
				運転 3, 0 0 0万円 借換 8, 0 0 0万円		運転7年以内 借換1 0年以内					
事業展開向け		①中小企業省力化投資補助金の交付決定を受けて設備導入を行おうとする方 ②経営強化法第52条第1項の規定による認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行おうとする方 ③AI・IoT・ロボットに関する研究開発を行おうとする方又はAI・IoT・ロボットを用いた設備導入等により生産性向上を 図ろうとする方 ④上記①～③のいずれにも該当せず、物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等により生産性向上を図ろうとする方 (物流・運送事業者や荷主事業者)	設備 1 億5, 0 0 0万円	年1. 1 %	1 0年以内(建物等1 5年以内)	1年以内					
			運転 3, 0 0 0万円		7年以内						
I T産業向け		①新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方 ②事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方	設備 1 億5, 0 0 0万円	年1. 2 %	1 0年以内(建物等1 5年以内)	1年以内					
			運転 3, 0 0 0万円		7年以内						
地域活性化向け		日本標準産業分類に掲げる「大分類G－情報通信業」のうちソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又は インターネット付随サービス業を主業として営み当該事業に係る事業発展や拡大を目指す方	設備 1 億5, 0 0 0万円	年1. 1 %	1 0年以内(建物等1 5年以内)	1年以内					
			運転 5, 0 0 0万円		7年以内						
経営改善サポート資金 (通常型)	①商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方 ②県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 ③観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方 ④障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 ⑤「からだに優しい食品」(機能性表示食品など)を製造する方	設備 1 億5, 0 0 0万円	年1. 8 % 貸付対象者②のうち伝 統的工芸品を製造する 方と⑤は1. 5 %	1 0年以内(建物等1 5年以内)	1年以内						
		運転 3, 0 0 0万円		7年以内							
	企業立地向け	①工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方(設備のみ可) ②ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方	設備 2 億8, 0 0 0万円	年1. 5 %	1 5年以内	3年以内					
			運転 5, 0 0 0万円		7年以内	1年以内					
	ゼロカーボン・ 次世代産業向け	③工業団内の工場等に新たに設備導入を行おうとする方で設備の取得に要する費用が1千万円以上の方 ④県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方	設備 1 億5, 0 0 0万円	貸付対象者②は 年1. 1 %	1 0年以内(④建物等1 5年以内)	2年以内					
			運転 3, 0 0 0万円		7年以内	1年以内					
①環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は 新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 ②節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方 ③上記①のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・再生可能エネルギー発電業に取り組む方(太陽光発電を除く)			設備 1 億円	年1. 4 %	1 0年以内(建物等1 5年以内)	2年以内					
			運転 3, 0 0 0万円		7年以内	1年以内					
		設備 1 億5, 0 0 0万円	ゼロカーボン向け は年1. 1 %	1 5年以内(建物等1 8年以内)	5年以内						
		運転 5, 0 0 0万円		1 2年以内							
経営改善サポート資金 (通常型)		経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で 事業再生計画実施関連保証を利用する方 ※再生支援強化型は市の窓口を通さず、直接県の窓口へお申し込みください。	設備・運転合計 1 億5, 0 0 0万円 (通常型と再生支援強化型との合計で2 億	年1. 6 %	1 5年以内	1年以内	自己負担なし ※事業者選択型 制度利用時 0. 4 2 %以内				

※経営改善サポート資金(再生支援強化型)は市の窓口を通さず、直接県の窓口へお申込みください。
※中小企業振興資金及び経営健全化支援資金(新型コロナ借換向け)は県・市を経由しない資金です。直接保証協会へ保証依頼をお願いします。

申込書類必要部数一覧表

資金名 提出書類			備考	市制度資金							県制度資金					
				小規模 企業支 援資金	景気変動 対策資金		経営 安定資金	創業 支援資金	事業 拡大資金	工場 立地促進 資金	事業 承継資金	小規模 企業発展 資金	経営 健全化 支援資金	信州創生		経営改善 サポート 資金 （通常型）
					（特別）	（一般）								創業 支援向け	左記 以外向け	
あっせん 申込時	個人情報の提供に関する同意書		受付相談時に提出	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	融資あっせん申込書		県制度資金はチェックリストも含む	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3 (4)	3	3 (4)	
	信用保証委託申込書		原本は協会市・県提出用は写し													
	市税閲覧同意書又は市税納税証明書（滞納がない証明書）		市制度資金はあっせん書内で代用可								1	1	1	1	1	
	県税納税証明書（制度資金用）		松本地域振興局													
	許認可書等の写し		全ての許可、登録、届出書を添付	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3 (4)	3	3 (4)	
	受注工事明細表		建設業許可がない方													
	決算書・確定申告書（個人）			1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2(3)	2	2(3)
	直近の試算表（4カ月以内）		県は6カ月以内	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3 (4)	3	3 (4)	
	経営状況調査書		試算表を作成していない方													
	資金計画調査書			2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3(4)	3	3(4)
	念書		許認可申請中又は施設未完成の場合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	セーフティネット保証、危機関連保証		添付資料等		2	2										
	景気変動対策資金希望書		原則税理士・会計士の証明が必要です		2	2										
		設備	見積書写し	内訳書（明細）添付	2			2	2	2	2	3	3	3 (4)	3	3 (4)
			カタログ・図面・写真													
			土地・建物の位置図													
			建築確認通知書の写し	新築・増改築・用途変更												
			土地・建物謄本、公図の写し	土地・建物の購入又は不動産所有者等												
			仮契約書の写し	土地・建物の購入又は賃借、業務委託等												
		創業計画書（県様式16号） 創業計画に関する意見書（県様式17号）		創業前の方			2						3 (4)			
		収支等計画書（県様式第18号）		創業後1年未満の方												
		開業届の写し（法人は登記簿で代用可）														
		創業確認書類（源泉徴収票、離職票）		創業前～ 創業後5年未満の方												
		履歴書														
		経営向上計画書（県様式14号、14の2号）		税理士・会計士の作成した試算表等												
		罹災証明（経営健全化資金（災害）、東日本大震災復興緊急保証）														
		事業計画書（市様式）														
		新規取組計画書（事業拡大資金）														
		事業計画書（県様式 号）		県申込の場合												
	事業再生の計画等															
	経営革新計画の認定書の写し		認定された事業計画書も添付													
事業承継したことがわかる書類			1													
市	信用保証料補給申請書			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	利子補給振込口座振込依頼書			(1)	1	(1)		(1)	1	1						
追加																
設備完了後	設備完了届			1			1	1	1	1	※県制度資金の設備完了後に提出する書類については、地域振興局へお問い合わせください。					
	請求書・車検証・写真															
	契約書の写し															